

石巻市と石巻市内郵便局との包括連携協定書

石巻市（以下「甲」という。）と石巻市内郵便局（以下「乙」という。）は、災害時における対応や地域の活性化に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、地域の活性化及び市民サービスの向上等に資することを目的とする。

（対象地域）

第2条 本協定により相互協力を行う対象地域は、乙が石巻市内で日常業務を遂行する範囲とする。

（連携事項等）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項（詳細は別紙に定める。）について、業務に支障のない範囲で、連携して取り組むものとする。

- (1) 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること。
- (2) 道路損傷等の情報提供に関すること。
- (3) 廃棄物の不法投棄行為や資源物持ち去り行為の情報提供に関すること。
- (4) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (5) 地域活性化に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、地域経済の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。なお、具体的な実施事項については、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、第1項に掲げる連携事項を行った場合及び行うことができなかつた場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第4条 個人情報の保護に関し、甲と乙はそれぞれの業務に応じ「石巻市個人情報保護条例（平成17年4月1日条例第15号）」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」を遵守するとともに、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承認を得ないで他に漏洩してはならない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲又は乙からの文書による解除の申出がない場合には、その有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

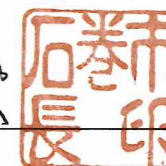
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 8月21日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市長

（署名）

龜山 滋



乙 宮城県石巻市南中里三丁目15番42号
石巻市内郵便局代表
日本郵便株式会社 石巻郵便局長

（署名）

高橋 茂男

